



海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 7 月 9 日

海老名市長

内 野



海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（
昭和49年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

第28条第1項第3号ア及びイ中「第2号」を「前号」に改める。

附則第5項中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。